(ｲ)　外資系日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、一の外国法人等が当該外資系日本法人の２分の１を超える議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。

（注６）　(E)及び(G)から(I)までの欄は、(ｱ)の（注11）に準じて記載すること。

（注７）　備考の欄は、イの（注７）(ｱ)、(ｲ)及び(ｴ)に準じて記載すること。また、施行規則第６条の３の２第３項から第６項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて(G)の比率の確認方法を記載すること。

（注８）　(J)の欄は、議決権の総数の1000分の１未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計　者)」に記載すること。

（注９）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

(4)　別紙(4)は次の様式により記載すること。

［表略］

（注１）　議決権の取扱いは、次のアからウまでに定めるところにより計算し、記載すること。

ア　一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第１項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

［イ～エ　略］

［(注２)・(注３)　略］

［(5)　略］

(6)　別紙(6)は、次の様式により記載すること。

フリガナ 氏　名	住所	役名	担当部門	兼職	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
					□有　□無	□有　□無	

（注１）　株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(4)　［同左］

［表同左］

（注１）　［同左］

ア　一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第１項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

［イ～エ　同左］

［(注２)・(注３)　同左］

［(5)　同左］

(6)　別紙(6)は、次の様式により記載すること。

フリガナ 氏　名	住　所	役　名	担当部門	兼　職	備　考

［新設］